

日就会評議員及び役員の報酬等に関する規程

(平成29年1月18日)

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人日就会（以下「法人」という。）の評議員及び役員が日就会の業務を執務した場合の報酬等について定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この規程において、次に掲げる用語の意義は次のとおりとする。

- (1) 評議員とは、日就会の定款により定められた評議員をいう。
- (2) 役員とは、日就会の定款により定められた理事及び監事をいう。
- (3) この規則において報酬等とは、日就会の業務遂行のため対価及び出張した場合の出張旅費をいう。

(執務実態に即した評議員及び役員の報酬等)

第3条 評議員及び役員には、その地位のみに基づいては報酬を支給しない。その執務実態に即して支給するものとする。

- 2 この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬は支給しない。

(報酬の額)

第4条 評議員には、定款第8条で定める金額の範囲内で報酬を支給することができる。

- 2 評議員及び役員の報酬額については、「別表第1」に定める定額を支給する。
- 3 評議員が日就会の定款により定められた会議に出席した場合には、「別表第2」に定める定額を支給する。
- 4 役員が日就会の定款により定められた会議に出席した場合には、「別表第2」に定める定額を支給する。

(旅費の支給)

第5条 評議員及び役員が理事長の命により出張した場合には、旅費を支給する。

- 2 前項に定める日当は、「別表第3」に定める定額を支給する。

(旅費の準備)

第6条 この規程で定めるもののほか、旅費の支給に関しては、日就会職員旅費規則を準用する。

(報酬等の支払)

第7条 評議員及び役員の報酬等は、会議等開催の都度に現金をもって本人に支払うものとする。ただし、本人の同意を得た場合は、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振込むことができるものとする。

- 3 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申出のあった事項等を控除して支給する。

(規程の変更)

第8条 この規程を変更しようとするときは、評議員会の議決を経なければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成29年1月18日から施行し、平成29年4月1日から適用する。
- 2 昭和63年3月29日制定の日就会役員費用弁償規則は廃止する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

「別表第1」(第4条関係)

評議員及び役員報酬額

区分	半日	1日	備考
理事長	10,000円	20,000円	
理事	9,000円	18,000円	
監事	9,000円	18,000円	
評議員	9,000円	18,000円	

別表第2 (第4条関係)

評議員及び役員報酬額

区分	町内	町外	備考
評議員	7,000円	8,000円	1日につき
理事	7,000円	8,000円	1日につき
監事	7,000円	8,000円	1日につき
選任委員	7,000円	8,000円	1日につき

別表第3 (第5条関係)

評議員及び役員旅費

区分	日当	宿泊	備考
評議員	5,000円	13,000円	1日につき
理事	5,000円	13,000円	1日につき
監事	5,000円	13,000円	1日につき